

# 観光振興対策特別委員会記録

開催日時 平成28年9月14日(水) 10:06～11:23

開催場所 第1委員会室

出席委員 7名

和田 恵治 副委員長

猪奥 美里 委員

小林 照代 委員

清水 勉 委員

岩田 国夫 委員

乾 浩之 委員

新谷 絃一 委員

欠席委員 1名

松本 宗弘 委員長

出席理事者 辻本 観光局長

金剛 まちづくり推進局長 ほか、関係職員

傍聴者 3名

議 事

(1) 9月定例県議会提出予定議案について

(2) その他

<質疑応答>

○和田副委員長 それでは、ただいまの説明、報告、またはその他の事項を含めて質疑があればご発言願います。

○清水委員 2点確認をさせていただきます。

まず、馬見丘陵公園のソーラーの街灯設置ですが、図面がございませんので、どこに設置をするのか、どの程度の規模のものを設置するのか、わかりかねますので、まずその説明をお願いしたいと思います。

○大庭公園緑地課長 設置場所については、一番北側です。河合町役場のところに緑道北口という入り口があり、そこから南北方向に公園があります。その南北方向の緑道に16基設置する予定です。外部電源が停電になったときに照明が消えてしまいますので、昼間に太陽光を充電して、夜間にその電力でともすというものを考えています。

○清水委員 緑道に16基ということですが、馬見丘陵公園は全体が広域避難所に指定されています。実際に広域避難所として活用することがないにこしたことはないのですが、もしもの場合、当然のことながら必要です。緑道に避難をされるということはまずあり得ないと思います。今後どのような形で非常時に対する電源等を求められるのか、お話しいただけたらと思います。

○大庭公園緑地課長 緑道に避難するという意味で設置は考えていません。南のほうにいきますと、一番広いところで集いの丘等がある広大なエリアがあります。そういったところに案内、誘導するという目的で16基の街路灯を設置と考えています。既に、馬見丘陵公園内には全体で300本余りの照明灯がありますが、この300本は電力によってつく電灯ですので、防災の観点から進めていくことを考えています。

○清水委員 その他の部分の300本の照明灯については、非常用電源を今後一部に求めていくということですか。

○大庭公園緑地課長 公園内の施設については、長寿命計画にのっとり更新をしていくこととなりますので、その中であわせて考えています。

○清水委員 わかりました。もう1点高畑と吉城園についてです。高畑の裁判所跡については、現在奈良県立都市公園の区域外です。それを、今度は区域内に参入するのだと思うのですが、それぞれの整備に当たって、民間の事業者、民間の活力をいただくということですが、条例の中でも非常に厳しい規定の奈良県立都市公園条例のある中で実際の手法としてどのような発注方法を検討されているのか、イメージが湧いてきませんので、まずそれをご紹介いただきたいと思います。

○上平奈良公園室長 この許可については、便益施設ということで、行政財産の使用許可ではなく、都市公園法第5条の規定による民間事業者による管理運営を許可し、それを占用という形での契約になり、その土地使用料をいただくことになっています。どのような形ですかといたしますと、民間の事業者に、県から、ここにはこういう条件があります、この中で応募してくださいと要求水準を定めて、それに沿った形の名勝奈良公園にふさわしい建物等を公募し、先ほど説明しました選定委員会での業者が最も的確かを選定して、その業者の方が優先的交渉権を持って、その後県と交渉するということとなります。

○清水委員 建築そのものについては、民間事業者が行われ、それに対して、事業の内容によって、奈良県立都市公園条例の第11条規定に基づく使用料を頂戴するということですか。

○上平奈良公園室長 委員お述べのとおりです。

○清水委員 現在この別表を見ますと、1カ月当たり138円ということで、かつ都市公園法の占用については、10年を超えない期間という規定がありますので、10年を超えない期間で相手と交渉をしないといけない。それから10年を超えるときにどういう対応をするのかということも含めて、この検討委員会の中で議論をされると理解していいですか。

○上平奈良公園室長 10年といいますのは、都市公園法で決められておりますので、これを超えることはできないので、募集に際しては、このことも明記します。10年超える場合については、奈良公園の中でも施設、民設民営という形で現実にありますし、その分については、問題ない限り更新等をし、10年を超えたら再度更新という形で行っています。ただ、公募については、10年を限度ということで募集します。

○清水委員 奈良県立都市公園条例の占用料は、5年に1度ぐらいの見直しの対象にされていると思いますが、都市公園は非常に広いので、138円が全体の使用料規定ですから、例えばこの高畑の位置、さらに吉城園の位置、それぞれにおいて占用料を変えることは難しいと思うのですが、先日の建設委員会でも聞きましたけれども、当然のことながら土地には評価額があり、その評価基準に基づいて、この額を途中で見直しをした場合、整備されると、土地に対する評価も当然変わってきます。5年以内の見直しの時期に占用料そのものについての見直しが起きた場合も対象となるのか、それから長期の定期借地権を設定できる場合については、50年の長きにわたって確実に使用料収入、賃料が上がるわけですが、そういう形をとられませんので、それらの内容についても、一度比較をして、この138円が適正なのかどうかも含めて検討するかどうか、奈良公園地区整備検討委員会の中でも議論するかどうか、お答えをいただきたいと思います。

○中西まちづくり推進局（奈良公園・観光振興プロジェクト担当）理事兼観光局理事 まず使用料がこの10年の許可期間中に変更になった場合は、過去にもその例はございますけれども、法律上新しい使用料をそのまま当てはめると思います。ただ、段階的にという部分については、考慮する必要があるかと思います。現実問題、以前変えたときには少し段階的な措置をとった記憶がありますので、この辺は再度精査していきたいと思います。

この138円ですが、直近で修正したときに近傍の土地の値段等も参考にしながらやったわけですが、委員お述べのように、奈良公園は非常に広いので、本来それぞれのエリアごとに設定すればいいのですが、そうはできない中で、この138円のベースとなったの

は、大仏殿前の商店街をベースにしていますので、高いほうをとったと理解していただければと思います。ただ、今後吉城園及びこの高畑が整備されることによって、奈良公園の土地の値打ちは、その分については当然見直すべきものも出てくると思いますので、今回の選定までにそれを議論して決めてしまうというのではなく、今後、奈良公園地区整備検討委員会もありますので、広い奈良公園のエリアの議論の中で、委員のご意見もしっかり踏まえて、単価の見直しを考えていきたいと思ひます。

**○小林委員** 吉城園周辺地区が奈良公園に編入をしたということですが、その意味はどういうことかということと、文化庁の現状変更の許可ということが出ていますが、この現状変更の許可はどのような内容のものになるのかということ、それから吉城園周辺地区の跡地の進め方の中で、奈良公園地区整備検討委員会や、審議、選定委員会をしていくと出ているのですが、高畑町の裁判所跡地でもお聞きしたのですが、周辺住民の方への説明会はきちんとされるのでしょうか、計画の中にきちんと入っているのか、ということをお聞きしたいと思います。

それから、高畑のことでは、さきの観光振興対策特別委員会でお聞きしましたけれども、周辺の自治会の方などから大変意見が出され、質問状も出された。その内容も一部答弁していただいたのですが、そのときに要望したのは、もっときちんと説明する場所、意見を聞く場所をつくってほしいということですが、その後されたのでしょうか、お聞きします。

**○上平奈良公園室長** まず1点目奈良公園の意義について、この2カ所は、もともと歴史的風土特別保存地区で、民間の持つておられる方からの申し入れによって買収したもので、県が買収するに当たっては、これが今後県として取得すべきものだという判断のもとでやっており、当然奈良公園地区と指定して活用していきたいと思ひます。

あと現状変更の許可の内容は、史跡名勝等について指定されてるところ、奈良公園全てになるのですけれども、何か変更するときは全て文化庁の現状変更許可が必要になります。極端に言いますと舗装して地面まで掘った場合でも、許可が必要になります。この2地区の現状変更については、国の審議会が文化庁が事務局となって審査、審議をします。奈良県は直接関係しません。そこでは名勝としてふさわしいかという観点から審査を行います。

それと周辺住民の方への説明会ということで、前回聞かせてもらった意見では、隣接する地元とその東側の住民の方からは、主にそういう意見があったのですが、当然ながら出た内容については、交通のことや工事に関することも結構ありました。その辺についても、

当然地元にも話をしていきますし、全く無視して進めていくという意味ではありません。周辺の方に、意見書も当然出ていますので、その意見書等にも返していきたいし、近隣の方と話はしていきます。ただ、もう意見書は返しているかについては、現在のところまだ相手方には返してない状況です。

**○小林委員** 進め方の日程を見ると、非常に速いスピードです。周辺住民の方の意見ということで言ったのは、かなり広い範囲で、しかも回数も多く、説明会はしていただかないといけないと思います。環境などいろいろ大きく変わるということで、奈良県は大きな理由としては、都市公園の便益施設ということで、多くの方が認めるかと思えますけれども、文化庁の許可も要るような名勝地でもありますし、皆さんの意見をきちんと聞かなければならないと思うのです。高畑のほうも、その後まだ質問状に対しての返事も出されていない、これからということですので、その辺は丁寧にやらなければいけないということをおし上げておきます。

それから、先日、主要ホテルの客室稼働率が上昇という報道資料が出ました。奈良県内の主要11ホテルのにぎわい情報という形で出されておりました。この調査はどのような方法で行われたのか。対象の11ホテルの基準はどのようなものだったのか。宿泊者がふえて稼働率が上昇した要因はどのようにお考えになっているのか。また外国人観光客が大変ふえているようですけれども、今回の調査で外国人の宿泊客はふえているのか。またホテルと旅館、簡易宿所などの奈良県内のこの比率は今どのようなになっているのか、まずお尋ねします。

**○中西ならの観光力向上課長** 主要11ホテルのにぎわい情報についてのご質問です。

この主要11ホテルは、平成26年から県内の宿泊者数が多い大規模なホテルにお願いして、定期的に発表しているものです。また県全体の動向を把握するため、奈良市以外のホテルも含めて選定しているところです。具体的には客室稼働率と宿泊者数を基本的に月ごとに報告をいただき調査しています。

特に稼働率が上昇している要因ですが、今回平成28年上半期の発表をさせていただいたところですが、ことし1、2月に大立山まつり、奈良県のネットクーポンキャンペーンの冬季重点キャンペーンの効果が大変大きかったと考えており、その分で客室稼働率が上昇したものと考えています。

また外国人の宿泊客がふえていることについてですが、この主要11ホテルの調査において、外国人の宿泊客としては上げていただいていませんので、外国人がどれだけふえた

というのは、この調査としてはございません。

最後に、旅館の室数について、ホテルについては客室数が県内3,667室、旅館については5,538室です。簡易宿所が今、手元にすぐに出ない状況です。以上です。

○和田副委員長 では、後ほどわかった時点で手を挙げて発言を願います。

○小林委員 ホテルは11に絞られている、対象がそうだったということですが、対象外のホテルも、少し規模の小さいホテルもあると思うのです。これがどのくらいあるのかをまたお尋ねしたいと思います。

それから、旅館とホテルの客室数を言っていただきまして、問題と思うのは、奈良県では旅館もかなりあります。宿泊統計調査について、昨年の秋もお尋ねしました。そのときの平成26年度の結果ですと、平均、ホテルは73.6%、旅館は38.7%、簡易宿所は19.8%という数字になっていました。ホテルに対して旅館の稼働率は半分ぐらいしかないという状態でした。それで今回はホテル11に限定をして、旅館は一切調査されていないのですけれども、奈良県内の宿泊先としては、業態別で見るとホテルも旅館もあるわけです。ですから、もちろん宿泊統計の中には出てくるとは思うのですが、両方とも調査をしていただきたい。こういう形で11ホテルについては稼働率が上がったということですけども、全体的にはどうだったのか。全ての宿泊施設の調査は行われるのでしょうか、そのことを再度お尋ねします。

○中西ならの観光力向上課長 先ほどの施設の話ですが、実は簡易宿所の客室数というのが、旅館業法上特に登録していただけてないということもありまして、施設数については、ホテルが58、旅館が395、簡易宿所が275ということで把握しておりますが、客室数につきましては、簡易宿所の分を把握してないという状況です。

次に、全体的な旅館も含めた調査ができていないかということです。

実は別途、これとは別に全体の調査ということで、宿泊調査はしております。これは県内を6つのエリアに区分して四半期ごとにホテル、旅館、簡易宿所、またキャンプ場別に宿泊者数、稼働率、変動要因等を調査している調査も別途あります。

○小林委員 昨年も申し上げましたけれども、やはり奈良県内には規模も余り大きくない旅館などが、昔からそれぞれの地域で特徴を出して営業されています。そういう点では、外国の方もふえたので、ホテル志望が多いとは思いますが、それと同時に奈良県では宿泊先としての旅館とか、簡易宿所をどれだけ守るか、大事にしていくかということも観光を考えた場合に大きいのではないかと思います。昨年も宿泊統計調査で見たとき、

小規模なところ、一定の客室数を持っていないところについては、調査がされていないという状況があったのですが、その辺について、どのようにお考えになるのか、最後にお聞きします。

**○中西ならの観光力向上課長** 一定の規模、調査をしていないということではなく、調査をかけているのですが、なかなかご協力いただけないという実態もあります。特にお一人でされてるようなところが、調査に対して回答するのが忙しくてできないということも結構あります。できる限りそういうところにもきめ細かく訪問したり、ヒアリングしたりして、できるだけ回答いただけるようお願いを進めており、できる限りたくさんの数字を集めて、県全体の数字をしっかりと把握したいと考えています。

**○猪奥委員** 今、奈良公園でたくさんイベントをしていただいて、この夏も燈花会を含めてたくさんの方に来ていただきました。非常に喜ばしいことと思っています。その反面、例えば近隣の農家から奈良公園の中で特に夜間、大きなイベントをしているときに鹿が、ふだん出てこない時期にたくさん出てきて、非常に困っているという声も聞くようになりました。今、奈良公園室で鹿のゾーニングの見直しをしていると思うのですが、イベント開催時の鹿のこれまでとは違う動きを調査されているのかについて、まず1点伺います。

**○上平奈良公園室長** イベント時に限っての鹿の動向調査はしておりません。

**○猪奥委員** ふだん鹿は夜間休んでいるときに多く人が来られたら、当然鹿のほうは出ていかざるを得ない状況だろうと思います。そのときに鹿の動きがどうなっているのかというのは、これからゾーニングをしていただいて奈良公園の鹿ももう少し人間とうまく共生できるように管理という観点も入ると聞いています。その管理をどのようにしていくか実態を調査いただくことは非常に重要なことだと思えます。奈良公園から少し離れて営農で農業をやっておられる箇所は限られていますので、その箇所は少なくとも実態の把握というのをぜひ進めていただきたいと思います。

もう1点、先週末、奈良少年刑務所で矯正展が行われました。毎年行かせていただいていますけれども、ことしで廃庁が決まったということもあって、とても大勢の方がお見えになられていました。文化的な資源が非常に高いということで、今、文化庁で重要文化財に指定をして、その後民間で活用するという話ですが、あの地域は大阪から来られたときに大宮通りプロジェクトでプール跡地で利用されるような、京都からお見えになったときにある一定観光施設プラスアルファな機能が備えられる施設になり得ると思えますし、そうしなければならぬと思うのですが、県はあの土地の活用について、ど

う考えておられるのか、また文化庁とどんな話し合いを今後されていく予定なのか、現状わかっている範囲で教えてください。

**○中西まちづくり推進局理事（奈良公園・観光振興プロジェクト担当）兼観光局理事** 奈良少年刑務所については、県としては、今地域活性化総合特区を奈良公園でつくっており、ほぼそのエリアに近いところですので、窓口として私のほうで主としてお聞かせ願ってきたく所です。中身的にいきますと、委員お述べのように、いろいろな利活用を考えているということで、奈良市も含めてやはり地域活性化の観点から前向きに協力できるところはしていくという立場で聞かせていただいております。ただ、奈良県は、宿泊施設が非常に少ないということもありますので、今は、宿泊施設のような話を聞いていますが、それはそれとして、県としては、例えばその周辺にある奈良市の道路や、公園を含めて、それから奈良公園の地域活性化総合特区のエリア内に編入をして、周囲には般若寺等の歴史的な施設もたくさんありますので、力を合わせて広報、PR、そして周辺整備に協力をしていきたいと考えています。ただ、文化庁に対しての現状変更や、協議については、あくまで法務省と文化庁がされていまして、県が直接文化庁に接触をすることはございません。

**○猪奥委員** 県の特区内に入れていきたいというのは、奈良市と既に話はされていますか。

**○中西まちづくり推進局理事（奈良公園・観光振興プロジェクト担当）兼観光局理事** 奈良少年刑務所の利用については、従来から奈良市とも一緒に話をしていまして、要するにそこがどう活用されようとアクセスの問題等も出てくると思いますので、できる範囲で周辺整備について協力できる部分はしていきたいという方向で調整をしています。

**○猪奥委員** 後ろに鴻ノ池の陸上競技場もすぐ隣接している土地ですし、うまく、奈良市とお話をされるときは、役割分担や、責任、リーダーシップをとってやるとははっきりと言ってされるほうがスムーズに進むことのほうが多いので、この点については、大いに期待をしたいと思います。

**○和田副委員長** それでは、委員長代理の進行を新谷委員にお願いしてよろしいか。

それでは委員のお許しを得て質問をしたいと思います。

まず記紀・万葉プロジェクト事業はポスト平城遷都1300年祭の事業として観光戦略の中に位置づけて取り組んでこられました。これは非常にすばらしい着眼だと思っていました。5年たちましたが、「記紀・万葉」を実感する地・奈良の受け皿を整備して、記紀・万葉で楽しむ県、記紀・万葉と暮らせる県という奈良県の新しいブランドイメージを

創出することを目標に掲げたとされています。「古事記」で3年、「日本書紀」で4年、あと総括的な取り組みということになるわけですが、今5年間取り組んで、記紀・万葉を楽しもうという観光客はふえたのかどうか。データで裏づけできるならば示していただきたいと思います。あわせてこの受け皿の整備に実際どのように取り組まれたのか、進んでいるのかをお尋ねしたい。

それから、奈良県としての新しいブランドイメージをつくり上げていくとおっしゃっています。一体この新しいブランドのイメージが本当に全国に受け入れられるものとして発信できているのか、かつて大和青垣の奈良県と一般質問の中で提案をさせていただきました。委員会でも国の始まり奈良など、いろいろなことを申し上げました。全国に受け入れてもらう、京都では1000年の古都京都というようなキャッチフレーズもありますが、奈良のブランドイメージがどういう形で打ち出されつつあるのかを示していただきたい。

それから、観光インフラ整備が重要だということは共通認識ができています。奈良公園を中心とする観光インフラは大変目覚ましく進みました。しかし、中南和の記紀・万葉にかかわる観光インフラは十分に進んでいません。市町村任せだというならば、これは限界があるだろうと。市町村は大変経常収支の比率が悪い状況です。四苦八苦の中で何とか観光をと、取り組んでも限界がある。そうすると、広域市町村に県が参加をしてというような形で、例えば記紀・万葉ルートの道路交通網の整備やバスとコミュニティーバスとを広域市町村で接続させて、そして巡回で立派な、本当にたくさんある観光資源をめぐり歩いてもらう、こういうような仕掛けはできるのではないかと。奈良県として、そして広域市町村としての取り組みをやっていくということが大変重要ではないかと、この点での観光インフラを、どのように進めようとしているのかお示しいただきたいと思います。

**○谷垣文化資源活用課長** 5年間の成果、それから受け皿整備について、新しいブランドイメージ、それからインフラ整備についての4点ということで、そのうち初めの3つについて、お答えします。

まず、5年間取り組んできた記紀・万葉プロジェクトについての成果の数値的なものですが、中南和への誘客を中心に進めてまいりました記紀・万葉プロジェクトですけれども、平成23年度から本格的に始まり、発表されているところでは、平成26年度まであります。それを見ましても、中和地域の観光客数というのは北和、南和地域に比べまして一番多い数になっており、なおかつ平成23年度の2,027万9,000人という誘客数から平成26年度においては2,205万人ということで、中南和への誘客数は確実にふえ

ている状態になっています。

それから、記紀・万葉を実感する奈良の受け皿の整備につきましては、ソフト面、ハード面の両方において整備を進めています。まずソフト面については、平成27年度、これまで古事記、日本書紀、万葉集に関する講演会や各種のイベント、そしてなら記紀・万葉名所図会の製作を初めとして、県内での各種イベントを開催し、県内で記紀・万葉を味わう仕組みを整えてきたところです。また民間の活動を支援するということで、県民活動支援補助金を平成24年度に創設し、延べ103団体の企画を採択しています。地域においても、それぞれに味わえる仕組みを整えていただく受け皿の整備が進んでいると認識しています。

次に、ハード面での取り組みについてです。今年度より記紀・万葉プロジェクトの推進係については、観光局から地域振興部の文化資源活用課に所管が変わりましたが、まず観光局で取り組んできたときには、特に情報発信を中心に進めてきたのですが、地域振興部においても、並行してずっと取り組みを進めてきました。観光や産業に結びつくような観光資源として活用するためには、それらの観光スポットの整備、修復や解説板の設置等、周辺の整備、また活用のための効果的な発信が必要という認識から、地域振興部においては、市町村が実施する史跡の積極的な活用を支援する史跡等整備活用補助金により、纏向遺跡や牽牛子塚古墳、宮滝遺跡を初めとする県内各地の記紀・万葉ゆかりの史跡の整備、活用に対して市町村支援を実施しているところです。またさらなる補助金による支援体制の充実として、国、県の指定文化財や指定史跡だけではなく、その他各地域で大切にしたい歴史文化資源についても保存、修復や活用支援対象とする文化資源活用補助金を今年度創設しました。これにより、案内や体験ツールの製作、工作物の整備などをより進め、記紀・万葉ゆかりの観光地としての歴史資源の磨き上げの一助として活用していただきたいと考えています。このようにソフト、ハード両面において受け皿整備を進めているところです。

次に、新しいブランドイメージはつくられてきているのかということについてです。

これまでのさまざまな取り組みにおいて、記紀・万葉で奈良を楽しむ旅や住民の方々のスタイルがかなり定着してきたと認識しています。具体的には旅行会社による記紀・万葉に関連する旅行商品の造成や雑誌掲載の定着が図られているということがあります。初めころはキャンペーンを打ちまして記紀・万葉のいろいろな旅行商品を旅行会社に提案をして、その旅行商品の実績が積まれてきて、最近でもそういう旅行のパフレットの中に

記紀・万葉関連の旅行商品が組み込まれるというのが定番になってきています。平成27年度において当課がかかわって情報を発信した分だけでも107万3,000部の旅行商品のパンフレットに記紀・万葉で奈良を楽しむというような旅行商品が掲載されています。

それと新しいこれからのブランドというか、奈良県を記紀・万葉でさらに売り出していくため今年度から、記紀・万葉のテーマの中の聖徳太子を特出して情報発信をしていく「聖徳太子プロジェクト」の取り組みをしています。各市町村に呼びかけをして、今20の市町村に参加をいただいております、7月22日に20市町村と県による協議会設立の協議会を開催しました。その中で例えば桜井市ですけれども、聖徳太子ゆかりの地として土舞台を紹介されています。土舞台で渡来人がした舞を聖徳太子がごらんになって、聖徳太子が少年を集めて、日本で初の国立演劇研究所とも言える、そこで少年たちに舞を習わしめたという記述が「日本書紀」の推古紀20年に書かれており、そのようなものを桜井市単独ではなく、複数市町村のゆかりの地というのを集めて情報発信することで発信力を強め、全国にさらなる記紀・万葉で奈良を楽しむというようなイメージを広げていこうと、今年度は取り組んでるところです。

**○阿部観光プロモーション課長** 交通ルート関係のお尋ねでした。

県ではこれまで記紀・万葉など、奥深い魅力を持った観光資源を来訪者に堪能していただくために地元市町村と連携した観光施策を展開してきました。平成28年度については、記紀・万葉ゆかりの地をめぐる記紀・万葉ウォークイベント、県内16コースのうち、中南和地域は10コース設定しています。それから近鉄、JR西日本、それから奈良交通と協力してアプリを活用した宝探しイベント「なら大和路探訪キャンペーン2016」というキャンペーンについて、橿原市、高取町、明日香村と、広域で連携して、そこにたどり着くまでの交通手段の紹介も含め広く広報展開しているところです。今年度については、10月1日から12月25日まで開催することとなっています。こういった形で、これまで県としてもさまざま取り組んできたところですし、先ほど文化資源活用課長の答弁にもありましたが、地元の市町村においても各種イベントを多数開催しています。

こういった状況に鑑みまして、地元市町村での取り組みが発展し、浸透していくことによって、中南和地域への誘客がより高まってくるものと考えています。引き続き県としても地元市町村と連携して誘客に取り組んでまいりたいと考えています。

**○和田副委員長** これは現状報告と受けとめさせていただきます。きょうはいろいろ考えていることを提案し、政策上の議論をしたかったわけですが、この立場ですので、これで

終わりにしたいと思います。

○新谷委員 それでは、和田委員長代理と進行を交代します。

○和田副委員長 それでは、これで質疑を終わります。

理事者の方は、ご退室願います。ご苦労さまでございました。

委員の方はお残り願います。

それでは、委員間討議を行いたいと思います。

インターネット中継を行っておりますので、マイクを使って発言をお願いします。

まず初めに、8月に行いました県内調査の概要をお手元に配付しておりますので、ごらん願います。県内調査は、8月23日に実施しました。調査事項としまして、興福寺、国営飛鳥歴史公園キトラ古墳周辺地区について、調査を行っております。

調査の概要としましては、興福寺では中金堂の再建を進められており、平成30年に落慶を予定されています。約1,300年前の創建当初の姿がほぼ完全に復元されることから木造建築としても非常に意義深く、また奈良公園の中心的な位置にあることから奈良の観光にも大きく寄与するものと考えられます。

国営飛鳥歴史公園キトラ古墳周辺地区ではキトラ古墳の壁画体験館四神の館が9月24日のオープンに向けて整備されているところでした。古代飛鳥の技術や文化について、展示、体験、案内を通じて学習できるものとなっており、中南和地域の観光の拠点施設として期待できるものでありました。

以上のことから、これらの施設は、歴史とにぎわい創出による観光振興の面から今後の取り組みに期待できる内容でした。

以上、県内調査の概要とします。

それでは、ただいまの報告を含めまして今後当委員会で取り組むべき方向、また特に議論を深めるべき課題や論点等について、ご意見をいただきたいと思います。

それでは、ご発言願います。

○清水委員 1点だけ。先ほど馬見丘陵公園のソーラーの件について質問しましたがけれども、できる限り図面でわかりやすく資料提出をいただきたいと思いますので、委員長からも申し入れをしていただきたいと思います。

○和田副委員長 わかりました。いただいたら、全委員にお配りしたいと思います。それでよろしいですか。

○清水委員 はい。

○和田副委員長 今後のことも。

○小林委員 資料の関係ですけれど、吉城園周辺地区・高畑町裁判所跡地のことについても、高畑町のほうについては、計画地のゾーンも含めて出ているのですけれども、宿泊施設という名前は出てきて、便益施設ということも書いてあるのですが、この中のどういう利用をということなど、その辺まで出していただけるような資料を求めたいと思います。

施設や、宿泊施設の、高畑のほうは既に配置図が出ているのですけれども、まだこれからということかもしれませんが、こういうものということで、文言では書いてあるのですけれども、図面上に落としたもの、考えられているものがどういうものなのかということがわかるような資料です。

○清水委員 民間提案で出てくる図面ですから、直接的にはここには載ってこないかもしれないです。ただ、都市公園法と、奈良県立都市公園条例がありますので、その中で何平方メートルまで、何分の一までなど、全体の中で、基準がありまして、これ以上は建てられませんというものが決まっているのです。こういう基本的な事項を説明する資料があれば、ここにどういう程度のものが建つのかということは大体イメージできると思うのですけれども、そういう基本的な資料がここにはないのです。こういう説明資料もできればつけていただければと思います。

○和田副委員長 わかりました。理事者に求めていきます。

これも、受けとったら全員に配付いたします。

それでは、ただいまの意見を踏まえて、今後の方向についての協議を進めてまいりたいと思います。よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにいたします。

これをもちまして委員間討議を終わります。

それでは、本日の委員会を終わります。